

平成29年度  
国民健康保険税の改正に  
ご理解をお願いします

今回の改正により、国民健康保険税の軽減対象が拡大されます。

◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

◎5割軽減

被保険者数に乗ずる金額を26万5千円から27万円に改定します。

◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に改定します。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。ただし、世帯主及び被保険

者に所得未申告のかがいる場合は、軽減措置の対象になりませんので、所得の申告を必ずしてください。

軽減割合	改正前軽減判定所得	改正後軽減判定所得
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(被保険者数×26万5千円)以下	33万円+(被保険者数×27万円)以下
2割	33万円+(被保険者数×48万円)以下	33万円+(被保険者数×49万円)以下

※軽減判定所得：世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額など(賦課期日に資格を有するかた)  
※65歳以上の公的年金受給者のかたは年金所得から15万円を控除した金額で判定します

モデル世帯における改正前と改正後の国保税の試算

◇1人世帯(55歳)軽減判定所得60万円の場合  
改正前：2割軽減⇒改正後：5割軽減

改正前	改正後
均等割額 32,800円	均等割額 20,500円
平等割額 20,800円	平等割額 13,000円
計 53,600円	計 33,500円

今回の改正による減額分▲20,100円  
※このほか、所得割と資産割があります。

◇4人世帯(夫婦42歳)子(10歳、8歳)  
軽減判定所得228万円の場合  
改正前：軽減非該当⇒改正後：2割軽減

改正前	改正後
均等割額 146,000円	均等割額 116,800円
平等割額 26,000円	平等割額 20,800円
計 172,000円	計 137,600円

今回の改正による減額分▲34,400円  
※このほか、所得割と資産割があります。



■お問合せ  
保険年金課 内線1125

また、8月に更新となります。高齢受給者証の区分、高額療養費の自己負担限度額についても所得により判定されますので、必ず所得の申告をしてください。

国民健康保険に  
ご加入のかたへ  
所得の申告を  
お願いします

国民健康保険に加入している場合、所得が無いかたについても申告が必要です。まだ申告されていないかたは早めに申告してください。